

請願 第1号

受付 平成28年2月19日

付託 平成28年 月 日

TPP協定を国会で批准しないことを求める請願

紹介議員 加増 充子

・請願趣旨

TPP（環太平洋パートナーシップ）協定は2月4日に調印を終え、各国での批准作業に移りました。政府は、交渉過程での秘密主義に続き、「大筋合意」後もその全容を示さないまま「TPP対策費」を含む補正予算を通し、約2,900ページとされる協定及び付属書の公表も2月2日となるなどきちんと精査する時間も与えないで国会に批准を求めようとしています。国や地域、さらには国民生活に関わる重大な協定の可否を判断するには、このような拙速な手続きはふさわしくありません。

一方TPP協定は、少なくともGDPで85%以上6ヶ国以上の批准がなければ成立せず、米国と日本のいずれかが批准しなければ成立しません。今行われている米国大統領選挙の候補者の内、TPP「大筋合意」支持は少数派であり、米国の批准は早くても11月の大統領・議員選挙後と見られています。米国の状況とは無関係に、今国会中に成立を目指すのはあまりにも拙速すぎます。

協定の内容も問題です。米麦での輸入枠の拡大、牛・豚肉での関税引き下げなど重要農産品5品目全てで大幅な譲歩をおこない、くわえて重要5品目の3割、その他農産品では98%の関税撤廃を合意しています。さらには政府が「守った」としている重要5品目の「例外」も、7年後に米国など5カ国と関税撤廃について協議が義務付けられているなど、今示されている「合意」は、通過点に過ぎず、全農産物の関税撤廃が迫られる恐れがあります。これでは地域農業は立ちゆきません。

また、透明性や規制の整合性確保を理由に、医療をはじめ健康や暮らしを守るさまざまな規制・制度に関わる各種審議会に、参加国企業からも意見を表明できる規定さえあります。TPPと並行して行われてきた日米二国間協議では、アメリカからの規制緩和要求を担当省庁が窓口になって規制改革会議に諮るという、主権放棄に等しいことにまで踏み込んでいます。

以上の趣旨から、下記の事項についての意見書を政府関係機関に提出することを請願します。

・請願事項

1. 国会決議に違反するTPP協定の批准は行わないこと。

平成28年2月19日

請願者

住所 取手市新川 297

氏名 県南農民組合

組合長 渋谷 俊昭

取手市議会議長 佐藤 清 殿

陳情 第1号

受付 平成28年1月18日

付託 平成28年 月 日

野々井地区市道の改修及び車両規制に関する陳情

・陳情趣旨

野々井 210-3 付近のT字路形の市道において、以前より凹凸があり、車両通過の際家屋内において、若干の揺れを感じる状態が続いていました。

平成26年度に入り、ゆめみ野住宅分譲地の造成とともに住宅建設が始まり、上記市道を大型車両並びに重機積載車両の通行が頻繁な状況にあります。

それに伴い、以前にも増して凹凸の段差が生じ、揺れが大きく感じられるようになり、家屋壁面などにひび割れが発生しています。不動産の評価にも影響することも考えられます。

また、狭い市道にも拘らず通過車両が、異常とも思えるほどの速度で走行することもしばしば見受けられます。付近に幼稚園があり、小学生、中学生などが通学路として使用しており、高齢者も多く歩行時に恐怖・危険を感じることもしばしばあります。

これらのことについては、近隣他家においても同様に感じていることと思われま

す。上記の事柄などは、自らが取組み改善することは不可能と思われま

・陳情事項

1. 主旨内容にある、野々井 210-3 付近の市道凹凸の早急な改修工事（地図添付）
2. 工事関係車両に関しては、大型車両並びに重機積載車両の通行の制限
3. 工事関係車両を含めた、諸々の通行車両の速度制限対策を徹底し、幼稚園児、小中学生並びに近隣住民の通行時の安全確保
4. 2～3に関する道路標識等の設置並びに既設標識のメンテナンス

以上、陳情いたします。

平成28年1月15日

陳情者

住所 取手市野々井 210-3

氏名 阿部 伸一

取手市議会議長 殿

陳情 第2号

受付 平成28年2月17日

付託 平成28年 月 日

国保負担金減額制裁措置の撤廃について意見書の提出を求める陳情

・陳情趣旨

医療費を独自助成する取手市を含む自治体に対し、国は国保負担金の減額をする制裁措置を実施しているが少子高齢化による子どもの減少が叫ばれるなか、取手市においても子育て世代の負担軽減のため医療費助成を実施しているも、更に無料化を広げるため、国保負担金減額の廃止を求める。このことは命より大事な価値はなく安心して子どもが医療にかかる必要性や必要な医療は充分誰でも平等で与えられるためにも医療費助成は社会保障の一環として、又、少子化対策の国の方針にも国保負担金減額制裁措置は逆行するものであり、国の制度設計に基づき実施されるよう国保負担金減額制裁措置の撤廃について、取手市議会として関係機関へ意見書の提出をすることを求め陳情する。

・陳情事項

1. 国保負担金減額制裁措置の撤廃について、取手市議会として、関係機関への意見書の提出をすること。

以上、陳情する。個人情報について、公開することを可とする。

平成28年2月17日

陳情者

住所 取手市米ノ井 126-38

氏名 坂巻 弘始

取手市議会議長 佐藤 清 殿

陳情 第3号

受付 平成28年2月17日

付託 平成28年 月 日

年金減額について意見書の提出を求める陳情

・陳情趣旨

安倍晋三首相は年金積立金の運用状況で年金支給額の減額もあり得るとの認識を示したが年金の運用を株による失敗の損失の“ツケ”処理を国民に負わせるもので、このことは年金基金の株式運用の拡大をした結果であって、国民が負担した“金”で“バクチ”をするようなもので年金受給者や年金掛金支払者にその損失の責任を負わせるものである。

少子高齢化が進むなかで年金支払いについて、現状を維持することは限りなく大変であることは誰でも理解しなければならないが前述のような理由付けでの減額は必要悪からも排除されなければならない。よって将来に向けて、理不尽な理由による年金減額をしないよう、取手市議会として関係機関へ意見書の提出を求め陳情する。

・陳情事項

1. 陳情趣旨の理由により年金減額をしないよう取手市議会として関係機関へ意見書の提出をすること。

以上陳情する。個人情報については公開することを可とする。

平成28年2月17日

陳情者

住所 取手市米ノ井126-38

氏名 坂巻 弘始

取手市議会議長 佐藤 清 殿

陳情 第4号

受付 平成28年2月22日

付託 平成28年 月 日

障がい者用停車場移設に関わる陳情
(バリアフリー取手 藤代南口ロータリー)

・陳情趣旨

藤代駅南口駅前広場には、障がい者等用の送迎停車場が設置されています。

エスカレーターや階段を使う方には、一等地であります。しかしながら乗降車に、こうした広いスペースを必要とする利用者にとっては、非常に使い勝手が悪く危険な構造となっています。

①送迎車両が最も混み合う位置であり、一方通行の道路から、直角に後進で進入しなければならない構造です。

他の車との接触事故等の可能性が、大であります。

②南口駅前広場で最も混雑する場所にあります。通勤時間帯では、入り口を一般車両に塞がれ、停車場に入れられない場合も多々あります。

③エレベーターから約50mも離れ、歩行器・車椅子使用者や他の歩行困難者にとっては、大変使いにくい状態です。

・陳情事項

藤代駅南口障がい者用停車場を、エレベーター下ロータリー外に移設する事。

以上、陳情いたします。

平成28年2月22日

陳情者

住所 取手市宮和田 985-19

氏名 斉藤 たかし 外1人

取手市議会議長 殿

陳情 第5号

受付 平成28年2月22日

付託 平成28年 月 日

歩道改修に関わる陳情
(バリアフリー取手 歩道調査－Ⅱ)

・陳情趣旨

昨年9月議会に陳情いたしました「市内全域の歩道改修に関わる陳情」は、趣旨採択に終わりました。ならばと、歩道の実態を調査してくださいとの内容で、12月議会に「歩道改修に関わる陳情」(バリアフリー取手 歩道調査)を陳情いたしました。付託委員会である建設委員会での質疑の中で、副委員長の質問は、『市内の全歩道の現状を調査するのに、どの位かかりますか。』と質問。対する建設部長の答弁は、期間はおおよそ10か月、費用は4,500万円という事でした。副委員長はそのまま、趣旨採択の動議を出し、趣旨採択されました。

あまりにも現実離れした数字を鵜呑みにした、浅はかな選択でありました。又は市民の使う道はボロボロでもよいと考えているのか。どちらかといえば、考えられない状況です。市内の歩道は、市道62.7km・県道3.3km・国道8.9kmです。合計で、74.9km。4,500万円をこれで割ると、60万円/kmとなります。期間ですと、340m/日。こんなに掛かるのでしょうか。

調査の第一段階としては、目視調査ではないのでしょうか。目視調査の結果があつて、初めて高度な調査が必要か否かが判明するわけであります。

新たに高速道路や大型重量車両が通行する道路を建設するわけではありません。既成の道路に併設された、歩道の現況を調査するだけです。

ここで要求しているのは、歩道の横断勾配と欠損状況、車道歩道間の段差等の状況の調査です。記録用具とスケール、カメラと自転車でもあれば上等です。

快適な歩行環境を得るために、市内歩道の現状を把握していただきたいものです。

・陳情事項

- ・歩道横断歩道間等の段差。
- ・歩道の幅及び横断勾配。
- ・歩道表面の波打ち・穴開き・ひび割れ等の現況。
- ・民地への車両乗り入れ施設の形状。

以上4点に対し、即時、取手市内の歩道の実態調査を行う事。

平成28年2月22日

陳情者

住所 取手市宮和田 985-19

氏名 斉藤 たかし 外1人

取手市議会議長 殿

陳情 第6号

受付 平成28年2月22日

付託 平成28年 月 日

当選した新議員等は職務を誠実に実行することを求める陳情

・陳情趣旨

取手市議会議員選挙が本年1月24日実施され24名の4年間の任期が始まりに当り、御祝辞を申し上げるべきところではありますが事前運動及び選挙期間中に違法又は脱法行為をした議員がいる。個別訪問、物品の交付、チラシの配布等々政治家の端くれであっても政治家とし矜持もない当選議員が2月15日及び16日、臨時議会に出席した。このような輩を選んだ有権者47.22%の一部と52.78%の棄権した有権者の責任は大きいものがあるが残念ながら投票する価値に欠ける候補者や同じ顔ぶれが多いことも原因の一つである。

近い将来の少子化問題を引用するまでもなく、取手市における人口問題をさけて通ることはできない。そのような今、政治家としての質の低下を少しでも取り除くためには政治の対価を求める考えを排除し、政治にかかわる高い理念と奉仕の心、そして市民の代表としての責任感のある人の集りが議会であるため議員が職業化せず適格者の集りにするためには若者を含む現在の低賃金・低所得の多くの人達と比べ現在の取手市議会議員報酬年間約650万円が魅力ある大きな原因と考える。古来より“富により人は墮落される”と云われますが政治に対価が必要であるならば明確な条例・規則の下、政務活動の費用を拡大すべきと考える。

1月17日、取手市選挙管理委員会は当選証書授与について、1月26日、10時より実施する旨記した公文書を全員に交付した事実がある。しかしながら当日、理由はともあれ新議員24名中、9名がこの公式行事に欠席したと云う。これは公職選挙法第105条に定める当選人としての身分を公にする公文書の付与であって、議員である前に人として襟を正す必要がある。又、第1回臨時議会で発言した議員の一部発言は余りにもレベルが低いものであった。議員は言葉が勝負、井戸端会議をやっているわけではない。税金の無駄使いにならないよう願う。議会改革の第1歩は市民に対し、恥かしくない議員の質の向上と考える。4年間の議員任期の始まりに当り、苦言を申し上げ陳情とする。

・陳情事項

1. 各会派における質の向上に努めること。
2. 発言の論点は明確にして、無駄を省くこと。
3. 報酬と政務活動に必要な経費を見直し質の向上を図ること。
4. 当選証書授与式、当日欠席した議員名を公表すること。

以上陳情する。個人情報については公開することを可とする。

平成28年2月22日

陳情者

住所 取手市米ノ井126-38

氏名 坂巻 弘始

取手市議会議長 佐藤 清 殿